

高知市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス等に係る利用者負担額軽減制度事業
実施要綱

平成 12 年 8 月 1 日制定

改正	平成 14 年 6 月 1 日	平成 17 年 10 月 28 日	平成 18 年 8 月 18 日
	平成 21 年 4 月 1 日	平成 23 年 11 月 8 日	平成 25 年 3 月 29 日
	平成 26 年 7 月 1 日	平成 28 年 3 月 9 日	平成 28 年 4 月 1 日
	平成 29 年 6 月 15 日	平成 30 年 4 月 23 日	平成 30 年 10 月 15 日
	令和 2 年 4 月 2 日	令和 2 年 11 月 2 日	

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項に規定する要介護被保険者、法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者又は介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の 4 第 2 号に該当する被保険者（高知市が行う介護保険の被保険者に限る。）（以下「要介護被保険者等」という。）のうち低所得者で特に生計が困難である者及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 15 条の 2 第 1 項に規定する介護扶助の対象者（以下「生活保護受給者」という。）について、社会福祉法人、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が認めた社会福祉法人以外の事業主体（以下「社会福祉法人等」という。）が法の規定に基づくサービス及び生活保護法の規定に基づく介護扶助による介護サービス（以下「介護保険サービス等」という。）に係る利用者負担を軽減することにより、介護保険サービス等の利用促進を図るため、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス等に係る利用者負担額軽減制度事業を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(社会福祉法人等の申出)

第 2 条 介護保険サービス等に係る利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、当該法人が介護保険サービス等を提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事並びに市長に対してその旨の申出を行うものとする。

(軽減の対象者)

第 3 条 軽減の対象となる者（以下「軽減対象者」という。）は、要介護被保険者等のうち市町村民税世帯非課税者で、次に掲げる要件のすべてを満たす者のうちその者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めるもの及び生活保護受給者とする。

- (1) 年間収入が、単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が、単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は軽減対象者とししないものとする。

- (1) 旧措置入所者で利用者負担割合が 5 パーセント以下の者
- (2) 法第 50 条の規定により居宅介護サービス費等の額の特例を受けている者又は法第 60 条の規定により介護予防サービス費等の額の特例を受けている者

3 第 1 項に規定する市町村民税世帯非課税者の確認は、次条の規定による申請の日（以下「申請日」という。）の属する年度（申請日の属する月が 4 月から 7 月までの場合は前年度）における課税状況により行うものとする。

(軽減の対象となる利用者負担額)

第 4 条 軽減の対象となる介護保険サービス等に係る利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）は、軽減対象者が利用した次に掲げる介護保険サービス等並びに食費、宿泊費及び居住費又は滞在費に係るもの（生活保護受給者については、個室の居住費又は滞在費に係るものに限る。）とする。

- (1) 法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護

- (2) 法第8条第7項に規定する通所介護
 - (3) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護（生活保護法第15条の2第1項第1号の居宅介護を含む。）
 - (4) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - (5) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護
 - (6) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
 - (7) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護
 - (8) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護
 - (9) 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（生活保護法第15条の2第1項第4号の施設介護を含む。）
 - (10) 法第8条第23項に規定する複合型サービス
 - (11) 法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービス（生活保護法第15条の2第1項第4号の施設介護を含む。）
 - (12) 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護（生活保護法第15条の2第1項第5号の介護予防を含む。）
 - (13) 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
 - (14) 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
 - (15) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当する事業
 - (16) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第3号、第9号、第11号及び第12号の介護保険サービス等に係る食費及び居住費又は滞在費の軽減については、法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費又は第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限るものとする。

（軽減の申請）

第5条 軽減を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の社会福祉法人等利用者負担額軽減対象者確認申請書に所定の収入状況等申告書及び収入状況が確認できる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、原則として要介護被保険者等に介護保険サービス等を提供している社会福祉法人等を経由して行うものとする。

（軽減の適用の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに必要な調査を行った上軽減の可否を決定し、その旨を所定の社会福祉法人等利用者負担額軽減対象者決定通知書により申請者に、別に定める社会福祉法人等利用者負担額軽減対象者決定連絡票により当該社会福祉法人等に通知するものとする。

（確認証の交付等）

第7条 市長は、前条の規定により軽減の適用を受けた要介護被保険者等に所定の社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証（以下「確認証」という。）を交付するものとする。

- 2 確認証の有効期間は、申請日の属する月の初日から起算するものとし、その有効期限は申請日の属する年度の翌年度（申請日の属する月が4月から7月までである場合は当年度）の7月31日までとする。

（確認証の提示等）

第8条 確認証の交付を受けた要介護被保険者等は、第4条各号に掲げる介護保険サービス等を受けようとするときは、当該サービス等を提供する社会福祉法人等に確認証を提示しなければならない。

- 2 前項の規定により確認証の提示を受けた社会福祉法人等は、当該確認証の内容に基づき利用者負担額の軽減を行うものとする。

(軽減割合)

第9条 利用者負担の軽減割合は、4分の1（老齢福祉年金受給者は、2分の1）以内で市長が認める割合とする。ただし、生活保護受給者については、利用者負担額の全額とする。

(社会福祉法人等への助成措置)

第10条 市長は、社会福祉法人等が第3条の規定により利用者負担の軽減を行ったときは、高知市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス等に係る利用者負担額軽減制度事業費補助金交付要綱（平成13年3月1日制定）に定めるところにより、当該社会福祉法人等に対し軽減に要した費用の一部を助成することができるものとする。

(社会福祉法人等への助成措置に関する規定の適用除外)

第11条 自らの財務状況を踏まえて前条に規定する助成措置を受けずに自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、同条の規定は、適用しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成12年8月1日から施行し、平成12年5月1日から適用する。

(減免の特例)

2 平成12年5月1日から同年5月31日までに第5条の規定による申請をした要介護等被保険者に限り、第7条第2項の規定にかかわらず、確認証の有効期限は平成13年5月31日までとする。

(軽減の対象となる利用者負担の特例)

3 旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下の者のユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については、当分の間、第3条及び第4条の規定にかかわらず、軽減の対象とする。

(軽減割合の特例)

4 生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第174号）による生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、当該生活保護の廃止の時点において本事業に基づく軽減を受けていた者又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費又は滞在費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条に該当する者については、当分の間、第9条の規定にかかわらず、利用者負担の軽減割合を居住費又は滞在費以外に係る利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）、居住費又は滞在費に係る利用者負担については全額とする。

5 生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（平成26年厚生労働省告示第136号）による生活保護法による保護の基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、当該生活保護の廃止の時点において本事業に基づく軽減を受けていた者又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費又は滞在費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条に該当する者については、当分の間、第9条の規定にかかわらず、利用者負担の軽減割合を居住費又は滞在費以外に係る利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）、居住費又は滞在費に係る利用者負担については全額とする。

6 生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（平成27年厚生労働省告示第227号）による生活保護法による保護の基準の改正（平成27年4月1日適用部分に限る。）に伴い生活保護が廃止された者であって、当該生活保護の廃止の時点において本事業に基づく軽減を受けていた者又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費又は滞在費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条に該当する者については、当分の間、第9条の規定にかかわらず、利用者負担の軽減割合を居住費又は滞在費以外に係る利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）、居住費又は滞在費に係る利用者負担については全額とする。

7 生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第317号）による生活保護法による保護の基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、当該生活保護の廃止の時点において本事業に基づく軽減を受けていた者又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費若しくは滞在費の利用

者負担がなかった者のうち、引き続き第3条に該当するものについては、当分の間、第9条の規定にかかわらず、利用者負担の軽減割合を居住費又は滞在費以外に係る利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は、2分の1）、居住費又は滞在費に係る利用者負担については全額とする。

8 生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第66号）による生活保護法による保護の基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、当該生活保護の廃止の時点において本事業に基づく軽減を受けていたもの又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費若しくは滞在費の利用者負担がなかったもののうち、引き続き第3条に該当するものについては、当分の間、第9条の規定にかかわらず、利用者負担の軽減割合を居住費又は滞在費以外に係る利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は、2分の1）、居住費又は滞在費に係る利用者負担については全額とする。

9 生活保護法による保護の基準及び生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第302号）による生活保護法による保護の基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、当該生活保護の廃止の時点において本事業に基づく軽減を受けていたもの又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費若しくは滞在費の利用者負担がなかったもののうち、引き続き第3条に該当するものについては、当分の間、第9条の規定にかかわらず、利用者負担の軽減割合を居住費又は滞在費以外に係る利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は、2分の1）、居住費又は滞在費に係る利用者負担については全額とする。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月28日から施行する。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成18年8月18日から施行し、平成18年7月1日から適用する。ただし、この要綱による改正後の社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減取扱要綱（以下「新要綱」という。）第3条第1号、第2号、第3号及び第8号の規定は、平成18年4月1日から適用する。

（軽減の特例）

2 平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間については、新要綱第3条中「食費及び居住費（滞在費）に係る利用者負担額」とあるのは「食費及び居住費（滞在費）に係る利用者負担額（当該額が補足給付の対象費用であって補足給付における基準費用額を上回る場合は基準費用額）」と、第4条中「市町村民税世帯非課税者」とあるのは「介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第8条第3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当する者を除く。）」と、第4条第1号中「150万円」とあるのは「190万円」と、第8条中「4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）」とあるのは「8分の1」と読み替えるものとする。

（平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における軽減割合の特例）

3 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における第8条の規定の適用については、同条中「4分の1」とあるのは「28パーセント」と、「2分の1」とあるのは「53パーセント」とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月8日から施行し、改正後の社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減取扱要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月29日から施行し、この要綱による改正後の高知市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日から適用す

る。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、改正後の附則第4項の規定は平成25年8月1日から、改正後の附則第5項の規定は平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月9日から施行し、この要綱による改正後の第4条第2項の規定並びに附則第6項及び第7項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月15日から施行し、この要綱による改正後の高知市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス等に係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月23日から施行し、この要綱による改正後の高知市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス等に係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月15日から施行し、この要綱による改正後の高知市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス等に係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱の規定は、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月2日から施行し、この要綱による改正後の高知市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス等に係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱の規定は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行し、この要綱による改正後の高知市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス等に係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱の規定は、令和2年10月1日から適用する。